書化対象国外関連取引の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引	同時文書化対象内部取引（第六十六条の四の三第六項に規定する同時文書化対象内部取引	
同条第四項	同時文書化対象内部取引に係る同条第一項	
書化対象国外関連取引に一項	同時文書化対象内部取引に係る同条第一項	
財務省令	として同条第六項に規定する財務省令	
法	法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得	
法	同法	」

に改め、同表第六十六条の四第六項第一号」を「第六十六条の四第八項第一号」に改め、同表第六十六条の四第六項第二号の項中「第六十六条の四第六項第二号」を「第六十六条の四第八項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十六条の四第九項	同時文書化免除国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引	同時文書化免除内部取引（第六十六条の四の三第七項に規定する同時文書化免除内部取引
第一項	同条第一項	
財務省令	同条第七項に規定する財務省令	
前項各号	同条第十四項において準用する前項各号	
同項第二号	同条第十四項において準用する前項第二号	
同項第一号	同条第十四項において準用する前項第一号	
所得	法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得	

第六十六条の四の三第十一項の表第六十六条の四第十五項の項中「第六十六条の四第十五項」を「第六十六条の四第十九項」に改め、同表第六十六条の四第十六項の項中「第六十六条の四第十六項」を「第六十六条の四第二十項」に改め、同表第六十六条の四の三第十一項」を「第六十六条の四第二十一項」に、「第六十六条の四の三第十一項」を「第六十六条の四第二十二項」に改め、同表第六十六条の四第二十項の項中「第六十六条の四第二十項」を「第六十六条の四第二十四項」に改め、同表第六十六条の四の三第十四項」に改め、同条第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十五項」に改め、同表第六十六条の四の三第十一項」を「第六十六条の四の三第十四項」に改め、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項第一号中「第四項」を「第六項若しくは第七項」に、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第四項」を「第六項又は第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四項」を「第六項又は第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「が第十一項において準用する第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において」を「に各事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第四項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は外国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出がなかつたときに」に、「内部取引」を「同時文書化対象内部取引」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　国税庁の当該職員又は外国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引（第五項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該外国法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4　当該事業年度において内部取引がある外国法人は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度の法人税法第百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

5　外国法人の当該事業年度の前事業年度の内部取引（当該外国法人が当該事業年度において恒久的施設を有することとなつた場合には、当該事業年度の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は当該事業年度の前事業年度の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該外国法人の当該事業年度の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一　内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。

二　内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。